

議案第 4 号

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第

6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。) に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条中「第5条」を「第12条」に改め、同条を第18条とし、第10条を第17条とする。

第9条第2項を次のように改め、同条を第16条とする。

2 勤務時間条例第18条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第19条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第8条を第15条とし、第7条の次に次の7条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 瑞穂町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務の承認が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児

休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。 ) 。

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児短時間勤務に係る子について再度の育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)

第3条第2項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員について、次の各号に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生ずることとする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合にあっては、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、1週間」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については1週間」に改める。

第4条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間

において週休日を設けるものとし」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上」を「育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上」に改め、同項ただし書中「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項中「、第19条第1項に規定する」を「、配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により」に、「第11条において」を「以下」に、「前項中」を「同項中」に、「第19条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）」を「、「次項に規定する要介護者」に改める。

第10条の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。

この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要

介護者を介護」と読み替えるものとする。

第16条第1項中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第19条第1項中「その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第19条の2 任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

（瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第3条第1項並びに前条第1項、第2項、第4項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条第2項第2号及び第12条第3項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(育児休業及び育児短時間勤務の承認の請求の特例措置)

- 2 第1条による改正後の瑞穂町職員の育児休業等に関する条例第2条の2に規定する職員による育児休業の承認の請求及び第11条に規定する育児短時間勤務の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(超過勤務の免除及び介護時間に係る請求等の特例措置)

- 3 第2条による改正後の瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条に規定する超過勤務の免除及び第19条の2に規定する介護時間に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。